

令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、官庁街通りの花壇に植栽している宿根草の維持管理を専門的な技術、知識等を有する団体と協働により実施するため、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、官庁街通りの花壇に植栽している宿根草の補植、移植、株分け、花育状況の確認、手入れ、除草、切戻し、花がら摘み、施肥等とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに原材料費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の全額又は200万円のいずれか低い額とする。

(対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市民活動団体（市民が自発的に組織する団体であって、営利を目的としない活動を行うものをいう。）又は地域コミュニティ活動団体（共通の生活地域に属する市民が組織する団体であって、営利を目的としない活動を行うものをいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 宿根草の植栽、育成及び維持管理に関する実績があること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 組織及び運営に関する規則、会則等があること。

(4) 主たる活動地域が十和田市内であること。

(協働団体の選定及び協定の締結)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、令和8年4月10日までに、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業収支予算書（様式第4号）
- (4) 団体の規則、会則等
- (5) 役員及び構成員の名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を総合的に審査し、最も適当と認める対象団体1団体（以下「協働団体」という。）を選定し、当該協働団体へ令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業協働団体決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により選定した協働団体と令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業協定書（様式第6号）により協定を締結するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 協働団体は、前条第3項による協定の締結後、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業補助金交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により協働団体に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 協働団体は、補助対象事業の計画を変更しようとするとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業変更(中止、廃止)承認通知書(様式第10号)により協働団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 協働団体は、補助対象事業が完了したときは、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書(様式第12号)
- (2) 領収書等事業経費の支払を証する書類の写し
- (3) 出納簿等収支が確認できる書類の写し

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業補助金額確定通知書(様式第13号)により協働団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により補助金額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の請求)

第12条 協働団体は、補助金の請求をしようとするときは、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業補助金交付請求書(様式第14号)

を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とするものについては、令和8年度十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業補助金概算払請求書（様式第15号）によらなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。